



埼玉県報

第 2853 号
平成 28 年(2016 年)
11 月 25 日
金曜日

目次

告示

- 埼玉県議会定例会の招集（財政課）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（県央地域振興センター）
- 埼玉県朝霞地方庁舎ほか 38 施設で使用する電気に関する落札者等の公示（管財課）
- （仮称）越谷都市計画事業吉川美南駅周辺地域土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会の中止（環境政策課）
- 桶川都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 埼玉県医師育成奨学金貸与条例第 3 条第 1 項第 2 号イに基づく知事が指定する県外の大学の告示（医療整備課）
- 所在不明貸金業者の公告（金融課）
- 上福田土地改良区の役員就退任届（東松山農林振興センター）
- 保安林の指定の解除（森づくり課）
- 上福田土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 酒巻土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 越谷都市計画事業七左第一土地区画整理事業の換地処分公告（市街地整備課）
- 荒川右岸流域下水道新河岸川上流水循環センター維持管理包括委託に関する入札公告（荒川右岸下水道事務所）

告 示

埼玉県告示第千五百五号

埼玉県議会平成二十八年十二月定例会を十二月二日に招集する。

平成二十八年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千五百六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県中央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年十一月十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人自然環境観察会
- 三 代表者の氏名
平井 一男
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県上尾市中妻三丁目十二番地十五
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域の自然環境における生物の観察、調査により、自然環境の保全に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千五百七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県朝霞地方庁舎ほか38施設で使用する電気 予定使用電力量10,305,181キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部管財課電気施設担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成28年10月4日

4 落札者の氏名及び住所

東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

5 落札金額

198,107,627円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成28年8月19日

告 示

埼玉県告示第千五百八号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第十六条第一項の規定により、平成二十八年埼玉県告示第千四百五十三号（仮称）越谷都市計画事業吉川美南駅周辺地域土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会）により公告した次の公聴会の開催を中止する。

平成二十八年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 件名

（仮称）越谷都市計画事業吉川美南駅周辺地域土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会

二 都市計画決定権者の名称

吉川市

三 中止の理由

公述の申出がなかったため

告 示

埼玉県告示第千五百九号

桶川市から桶川都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百十号

埼玉県医師育成奨学金貸与条例（平成二十四年埼玉県条例第十五号）第三条第一項第二号イの知事が指定する県外の大学を次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

指定した大学の名称

日本医科大学

告 示

埼玉県告示第千五百十一号

次の貸金業者については、その所在を確知できないため、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の六の六第一項第一号の規定により、公告する。

なお、この公告の日から三十日を経過しても申出がないときは、同条の規定により、貸金業者の登録を取り消す。

平成二十八年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 商号又は名称

三友

二 氏名

宮 崎 和 宏

三 主たる営業所等の所在地

埼玉県川越市野田町二丁目十八番地三十一宮崎ビル二階

四 登録番号

埼玉県知事（七）第〇三〇一五号

五 登録年月日

平成二十七年六月九日

告示

埼玉県告示第千五百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、上福田土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十八年十一月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
----	----	----

理事	岩崎千秋	埼玉県比企郡滑川町大字福田三千七百七十八番地
----	------	------------------------

同	松本知義	同 同 同 同 同 同 三千二百九十二番地二
---	------	------------------------

同	岩崎文雄	同 同 同 同 同 同 三千二百九番地
---	------	---------------------

同	石川宇一	同 同 同 同 同 同 二千七百四十九番地
---	------	-----------------------

同	神山昌美	同 同 同 同 同 同 三千三百二十四番地
---	------	-----------------------

同	木村秀夫	同 同 同 同 同 同 二千九百十二番地
---	------	----------------------

同	小久保透	同 同 同 同 同 同 三千七百三十八番地
---	------	-----------------------

同	堀口壽雄	同 同 同 同 同 同 三千六百七十九番地二
---	------	------------------------

同	堀口静弘	同 同 同 同 同 同 二千百五十二番地三
---	------	-----------------------

同	吉田辰雄	同 同 同 同 同 同 三千三百六十六番地二
---	------	------------------------

同	吉田昇	同 同 同 同 同 同 三千二百二十八番地七
---	-----	------------------------

同	吉田政史	同 同 同 同 同 同 三千三百四番地
---	------	---------------------

同	吉田洋一	同 同 同 同 同 同 二千八百十二番地
---	------	----------------------

監事	岩崎富夫	同 同 同 同 同 同 三千三百三十二番地
----	------	-----------------------

同	吉田政彦	同 同 同 同 同 同 二千七百六十七番地
---	------	-----------------------

同	神山松男	同 同 同 同 同 同 二千三百五十七番地
---	------	-----------------------

二 退任

職名	氏名	住所
----	----	----

理事	岩崎千秋	埼玉県比企郡滑川町大字福田三千七百七十八番地
----	------	------------------------

同	松本知義	同 同 同 同 同 同 三千二百九十二番地二
---	------	------------------------

同	岩崎富夫	同 同 同 同 同 同 三千三百三十二番地
---	------	-----------------------

同	岩崎文雄	同 同 同 同 同 同 三千二百九番地
---	------	---------------------

同	石川宇一	同 同 同 同 同 同 二千七百四十九番地
---	------	-----------------------

同	神山昌美	同 同 同 同 同 同 三千三百二十四番地
---	------	-----------------------

同	木村秀夫	同 同 同 同 同 同 二千九百十二番地
---	------	----------------------

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同
神山松男	吉田政彦	高根一郎	吉田洋一	吉田政史	吉田昇	吉田辰雄	堀口静弘	堀口壽雄	小久保透
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二千三百五十七番地	二千七百六十七番地	二千七百六十五番地	二千八百十二番地	三千三百四番地	三千二百二十八番地七	三千三百六十六番地二	二千五百五十二番地三	三千六百七十九番地二	三千七百三十八番地

告 示

埼玉県告示第千五百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県入間郡毛呂山町大字旭台四〇
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第千五百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十八年十一月二十一日認可した。

平成二十八年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

上福田土地改良区

二 事務所所在地

滑川町

告 示

埼玉県告示第千五百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十八年十一月二十一日認可した。

平成二十八年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

酒巻土地改良区

二 事務所所在地

行田市

告 示

埼玉県告示第千五百十六号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

さいたま市全域

四 作業期間

平成二十八年十二月一日から平成二十九年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千五百十七号

測量計画機関である吉川市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

吉川市

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

吉川市きよみ野三丁目、四丁目地内

四 作業期間

平成二十八年十月二十一日から平成二十九年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第千五百十八号

平成二十八年埼玉県告示第九百四十二号で公示した公共測量は、平成二十八年十月三十一日終了した旨測量計画機関である越谷市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千五百十九号

測量計画機関である長瀬町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

長瀬町

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量）

三 作業地域

長瀬町本野上、井戸地区

四 作業期間

平成二十八年十二月八日から平成二十九年三月十七日まで

告 示

埼玉県告示第五百二十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第百三条第三項の規定により、越谷市から越谷都市計画事業七左第一土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により、公告する。

平成二十八年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年十一月二十五日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

荒川右岸流域下水道新河岸川上流水循環センター維持管理包括委託 一式

(2) 調達案件の業務要求水準

入札説明書及び業務要求水準書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 履行期間

平成 29 年 3 月 1 日（水）から平成 32 年 2 月 29 日（土）まで

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 履行場所

埼玉県川越市大仙波 1287

(5) 入札方法

一般競争入札・価格競争による。

(6) 入札書

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格要件

(1) 入札に参加することができる者は、本入札に参加するために必要な資格の確認を受けた者に限る。

(2) 入札参加者の形態等

入札に参加することができる者の形態は、2 者又は 3 者による共同企業体（以下「企業体」という。）とし、その運営形態及び代表者の選定は次のとおりとする。

ただし、企業体の構成員は、本件入札に係る他の企業体の構成員となれない。

ア 企業体の運営形態は、各構成員が対等な立場で一体となって業務を遂行する共同管理方式とする。

イ 入札に参加する企業体は、代表構成員を選定するものとする。

ウ 代表構成員の出資比率は、50 パーセントを超えるものとする。

エ 構成員の最小出資比率は、企業体の構成員が 2 者の場合は 30 パーセント以上、3 者の場合は 20 パーセント以上とする。

オ 企業体の入札参加者は、各構成員が他の入札参加者の各構成員と次の各号のいずれかの関係にないこと。

ただし、(ア) 又は (イ) の場合、子会社（会社法第 2 条第 3 号の子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法の更生会社又は民事再生法の再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合を除く。また (ウ) の場合、一方の会社等が会社更生法の更生会社又は民事再生法の再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第 2 条第 4 号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある者同士が同一入札に参加すること。

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者同士が同一入札に参加すること。

(ウ) 一方の会社等の役員（「①代表権を有する取締役」、「②取締役（社外取締役を含み、委員会等設置会社の取締役を除く。）」、「③委員会等設置会社の執行役又は代表執行役」及び「④名称が異なっても①から③のいずれかの職務権限等に該当する者」をいう。以下同じ。）が他方の会社等の役員を兼務している関係にある場合で、その関係にある者同士が同一入札に参加すること。

(エ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を兼ねている関係にある場合で、その関係にある者同士が同一入札に参加すること。

(3) 入札参加者の資格

入札に参加する企業体に必要な資格は、次のとおりである。

ア 構成員は、下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和 62 年建設省告示第 1348 号）の定めるところにより、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。

イ 代表構成員は、1 日最大処理能力が 30,000m³ 以上の標準活性汚泥法を用いた下水処理場における水処理施設の運転管理業務を地方公共団体又は地方公共団体が出資している団体から直接受託し、平成 18 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 10 年間に於いて 3 年以上実施した実績を有する者とする。（企業体の構成員としての実績は、出資比率 20 パーセント以上のものに限る。）

ウ 代表構成員以外の構成員は、標準活性汚泥法を用いた下水処理場における水処理施設の運転管理業務を地方公共団体又は地方公共団体が出資している団体から直接受託し、平成 18 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 10

年間において3年以上実施した実績を有する者とする。(企業体の構成員としての実績を含む。)

エ 入札に参加する企業体は、本件業務の履行期間中、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第15条の3各号に規定する有資格者で、かつ1日最大処理能力が30,000 m³以上の標準活性汚泥法を用いた下水処理場における水処理施設の運転管理業務に関し、平成18年4月1日から平成28年3月31日までの10年間において3年以上の実務経験を有する者を総括責任者として1名専任で配置できること。

オ 本件業務に係る入札説明書等に示す業務要求水準を満たす技術力を有すること。

カ 以下のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者

(イ) 埼玉県流域下水道事業財務規程(平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第17号。以下「財務規程」という。)第168条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者

(ウ) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けている者

(エ) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者(同法第41条の更生手続開始の決定を受けている者を除く。)

(オ) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(同法第33条の再生手続開始の決定を受けている者を除く。)

(カ) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けている者

(4) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、平成28年12月22日(木)とする。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

351-0115 埼玉県和光市新倉6-1-1 埼玉県荒川右岸下水道事務所

電話 048-466-9410 ファクシミリ 048-466-9418

(2) 入札説明書等の交付方法

ア 場所

埼玉県荒川右岸下水道事務所 総務・管理担当

イ 期間

平成 28 年 11 月 28 日（月）から平成 28 年 12 月 1 日（木）までの午前 9 時から午後 5 時まで。（土曜日及び日曜日を除く。）

なお、埼玉県荒川右岸下水道事務所ホームページからも入手することができる。

ホームページアドレス：<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/d1502/>

(3) 入札参加資格の確認

本入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格等確認申請書、資格確認書類及び技術力評価書を持参により提出し、参加資格の有無の確認を受けなければならない。

ア 提出場所

埼玉県荒川右岸下水道事務所 総務・管理担当

イ 提出期間

平成 28 年 12 月 21 日（水）及び平成 28 年 12 月 22 日（木）の午前 9 時から午後 5 時まで

ウ 提出方法

日時を予約し、直接持参すること。

エ 結果の通知

参加資格要件を満たしているか否かの通知（確認結果通知書）は、平成 29 年 1 月 6 日（金）に郵便で発送する。

(4) 入札・開札の場所及び日時

提出方法は持参とするが、郵便による提出も可とする。

ア 場所

埼玉県和光市新倉 6－1－1

埼玉県荒川右岸下水道事務所 1 階会議室

イ 日時

平成 29 年 1 月 26 日（木）午前 10 時

(5) 郵便による場合の入札書の提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先

351-0115 埼玉県和光市新倉 6－1－1

埼玉県荒川右岸下水道事務所 総務・管理担当

イ 提出期限

平成 29 年 1 月 25 日（水）午後 4 時（必着）

ウ 提出方法

書留郵便により送付のこと

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の108に相当する金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の5以上(1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする)の入札保証金を納付しなければならない。

イ 入札保証金の免除

次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

(ア) 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証契約を締結した者。

この場合、その保険証券を入札期限までに提出すること。

(イ) 代表構成員が、国(独立行政法人を含む。)、地方公共団体(出資法人を含む。))と処理能力30,000m³/日最大以上の下水処理施設の運転管理業務の契約を平成26年4月1日以後に数回以上すべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。)

ウ 入札保証金の還付

入札保証金は、入札の終了後に還付する。ただし、落札者に係る入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金に充当する。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は、還付しない。

エ 契約保証金

落札者は、落札価格の100分の10以上(1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする)の契約保証金(入札保証金を納付したときは、これを充当するのでその差額を納付するものとする。)を納付するものとする。

オ 契約保証金の免除

落札者が保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

カ 契約保証金の納付に代えることができる担保

財務規程第154条に規定する担保を提供することをもって、契約保証金の納付に代えることができる。

(3) 入札の無効

- ア 財務規程第 176 条の規定に該当する入札
- イ 埼玉県流域下水道事業の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規程（平成 22 年埼玉県流域下水道事業管理規程第 3 号）第 9 条に該当する入札
- ウ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書、資格確認書類及び技術力評価書の提出をした者がする入札

(4) 最低制限価格及び低入札調査基準価格

設定しない。

(5) 落札者の決定方法

財務規程第 173 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格の有効な入札をした者を落札者とする。

予定価格の範囲内の入札書を提出した者がいないときは、再度入札を行う。再度入札は 3 回とする。また、入札に参加する者の数が 1 者であっても入札を執行する。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 手続きにおける交渉の有無

無

(8) その他

ア 平成 29 年度から平成 31 年度までの各年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額について減額等があったときは、調達手続きを延期し、又は停止することがある。

イ 詳細は、入札説明書等による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required

Management and Maintenance of the Upstream Water Circulation Center that Handles Sewage of the Shingashigawa River (Located on the Right Bank of the Arakawa River)

(2) Deadline for Submission

By registered mail: 4:00 pm, Wednesday, January 25, 2017

In person: 10:00 am, Thursday, January 26, 2017

(3) Contact Information

Arakawa River Right Bank Sewer Office

Management Group

Niikura 6-1-1, Wako-shi, Saitama-ken 351-0115

Tel. 048-466-9410